

スベスト除去を行う事業者に向けて、アスベストに関する勉強会を提案し、実行した。

10月16日市場内の事業者現場事務所の会議室で学習会を開催した。解体事業者、アスベスト除去事業者、東京都職員、管理会社などが参加し、アスベスト被害の実態や解体工事等での飛散防止策、完了検査の重要性等についてお話した。ここではとくに、これからの除去業には完了検査が重要であり、環境省、厚生労働省の委員会などでも検討されていることを伝えた。また、完了検査の実態は、除去業のみなさんの仕事場に第三者が入り込み、アスベストの取り残しを細かく指摘するような、いわば耐え難い検査を意味する場合もあることを指摘した。

10月29日には第2回目の学習会を行い、EFAラボラトリーズの亀元さんらに来てもらい、ここでは、完了検査の実態を動画で見て、どのようなことが行われるのかを知ってもらった。

アスベスト除去工事の開始

以上のようなリスクコミュニケーションの形成をを実施し、アスベスト除去について、周辺住民、発注者、事業者の間で安全性の認識の共有を図った。10月の市場機能移転後、そのような準備のもとでいよいよ解体工事に先行してアスベスト除去工事がはじまった。12月に入り、連日築地市場内のアスベスト除去現場の養生検査、完了検査を行い、中央区の立ち入り調査に同行した。また、

東京都中央卸売市場当局の職員は、デジタル粉じん計で毎日粉じんの監視を行い、異常値が出ると記録して、工事現場の見直し等を行った。

実際の築地市場のアスベスト除去工事の養生検査、完了検

査、濃度監視等、他の工事現場では見られない貴重な経験が得られた。次回の報告で紹介したい。



(中皮腫・じん肺・アスベストセンター 永倉冬史)

舞台俳優のアスベスト被害

東京●所属劇団の協力で初の労災認定

加藤大善さんが亡くなったのは2016年4月。胸膜中皮腫だった。その前年に、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会に相談があり、患者の集まりにも参加されていた。ご本人には仕事でアスベストに曝露した記憶はなく、曝露原因の調査は難航した。

加藤さんは、高校時代から演劇活動に打ち込み、1974年に上京して東京芸術座に入団した。その後、1980年頃に退団するまで舞台俳優として活動していた。この舞台俳優時代の話調べるなかで、加藤さんが所属した東京芸術座から協力を得ることができ、加藤さんの友人の劇団員の方からもお話をうかがうことができた。そして、加藤さんが劇団員だった当時、地方の学校や公民館をまわって旅公演を行っており、その際に使用した施設(体育館や公民館)の舞台天井に吹き付けアスベストがあったという話が出てきた。

加藤さんは当時、劇団員とし

て年2回、数か月間にわたって旅公演に出ていた。旅公演は1チーム15~20人ほどの劇団員で構成され、公演の会場・宿舎・日程などは、劇団がスケジュール表を作成し、加藤さんはそのスケジュールに沿って他の劇団員とともに、各地をまわって旅公演をこなしていた。

旅公演では、裏方の仕事として、照明・衣装・大道具(舞台装置の設営)・小道具(舞台上の小物の準備など)・音響(音響機材の設営)などの仕事があった。加藤さんたち劇団員は、舞台俳優の仕事以外に、これらの作業も同時に担当していた。とくに、照明機材や音響機材の設置作業の際には、体育館や公民館のステージの天井裏に上がり、鉄骨に照明や緞帳を吊り下げワイヤーを巻き付け、天井ボードに穴を開けてワイヤーを通す作業などがあった。この天井裏に吹き付けアスベストがあった。

こうした曝露の実態を踏まえ、

加藤さんのお連れ合いのみはるさんが請求人となり、2017年9月に労災請求を行った。

労災請求では、曝露実態の他にも、労働者性があるかどうかが問題となった。労災保険においてはこれまでも、劇団や芸能関係者の労災について、労災保険の対象となる「労働者」と認められず労災認定されないケースが少なくなかった。今回のケースでも、加藤さんは劇団員時代に雇用契約がなく労災保険に加入していなかったため、労災保険の対象となる労働者性があるかどうかの問題となった。

この点については、東京芸術座が、当時から現在に至る劇団員の労働実態などを説明してくれた。その結果、労働基準監督署は、キャスティングやスケジュールを劇団側で決めていたことなどから、実質的に使用従属関係にあった（労働者性があった）ことを認めた。

胸膜中皮腫の電気工Tさん

大阪●労災認定も日額に問題で交渉中

1964年生まれのTさんは、昨年1月胸膜中皮腫を発症した。1984年から電気工事の仕事に就き、発症まで働いてきた。多くの会社、現場での電気工事でのアスベスト曝露が原因であることが明らかな建設関連労働者だ。

Tさんからの相談のきっかけ

こうして2018年7月に、加藤大善さんの胸膜中皮腫は労災として認定された。舞台設備や照明などの労働者に関しては、これまで4件のアスベスト被害の労災認定があることがわかっているが、舞台俳優のアスベスト被害の労災認定としては、全国で初めてのケースとみられる。

また、加藤さんは、学校の体育館に使われた吹き付けアスベストの間接曝露で労災認定された。これまで学校施設に使用された吹き付けアスベストによる石綿被害のリスクが指摘されてきたが、今回のケースは、まさにこの指摘を裏付けるものである。

2018年12月、ご遺族の加藤みはるさんが記者会見を行った。みはるさんは、「俳優は床に散ったアスベストを吸い込む可能性もある。舞台が原因だと考えたこともない人が気づきかけ



になれば」と語っていた。
(東京労働安全衛生センター)

れず、病気になると途端に収入の道が閉ざされる。学齢期のお子さんがいて経済的懸念をかかえているのは、働き盛りのこの年代に共通している。岡山労災病院からは、あなたは労災になるからという説明をすでに受けていて、医療費の不安は少なかった。

抗がん剤治療の合間、大阪の自宅に帰る機会に、Tさんと一緒に発症直前の1年余所属していた大阪府堺市のS電気商会に社長を訪ねた。労災請求用紙への証明を依頼し、ほどなく事業主証明もあがり、所轄の堺労働基準監督署に労災請求したのが、7月だった。

12月に労災認定されたが、最終事業場がS電気商会ではなく、N電気工事店という泉佐野市にあった会社を所轄する岸和田労基署による認定となったと知らされた。

N電気工事店には、2001年まで勤務しており、「ここが最終のアスベスト曝露職場と判断した」ということが、労基署の労災支給決定内容に含まれていた。

休業補償、療養補償の支給決定自体に問題はなかったが、休業補償給付のときの給付基礎日額（平均賃金）が「想定していたよりも著しく低い」ということで、岸和田労基署に理由を尋ねに行くことになった。

平均賃金が低額になった理由は、N電気工事店を離職したとき、Tさんの年齢が発症時の53歳よりも低い36歳であったことと、N電気工事店を離職する直前の3か月間の賃金記録がなかった